

# えがお 臨時号

ほけんだより ~ No.15 ~



平成26年1月23日  
大阪市立上福島小学校  
保健室

## インフルエンザの出席停止基準について

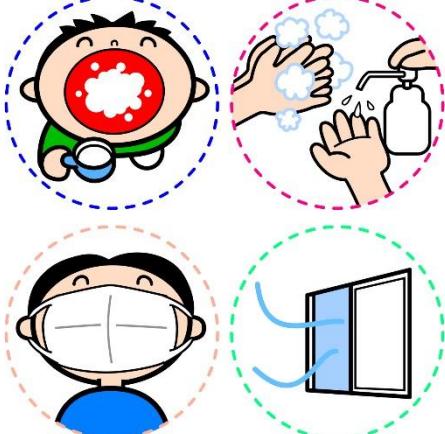
「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

※最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となります。

インフルエンザは学校感染症で出席停止になり、上記の出席停止基準が設けられています。インフルエンザと診断されましたら、必ず主治医に発症日となる日（発熱等インフルエンザ様症状が現れた日）と、登校可能日を確認してください。学校へは、登校許可証や診断書等の提出は不要ですが、治癒してからの登校に際しては、ご家庭で判断せず、解熱後に一度受診されるか、電話連絡等で主治医に確認を取った上で登校してください。

「手洗い・うがい・咳エチケット・人ごみをさける」「換気・湿度管理」が大切です！

### インフルエンザ予防 よぼう



裏面に、「インフルエンザ出席停止期間早見表」を掲載しています。ぜひ、ご家庭の目立つ所に貼っていただき、ご活用ください。

また、見やすいカラー版も本校ホームページに掲載しておりますので、こちらもご活用ください。

